



平成 26 年 5 月 27 日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社
代表取締役社長 小松 裕介
(コード番号 6819)
問い合わせ先
経営企画室 岩井 俊輔
電話番号 03-5786-3900

株主による新株式発行の差止仮処分の申立て却下に関するお知らせ

平成26年5月20日付「株主による新株式発行の差止仮処分の申立てに関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社は、当社株主である上田和彦氏（以下「上田氏」という）より、東京地方裁判所におきまして新株発行差止仮処分命令の申立て（以下「本申立て」という）を受けましたが、本日、同裁判所より却下決定がなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 却下決定に至った経緯

当社は、平成 26 年 5 月 14 日付「第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、R-1 合同会社、谷内田澄男氏及び佐久間浩人氏を割当予定先とした第三者割当による新株式の発行を実施することを決議しております。これに対して、上田氏は、当社に対し、平成 26 年 5 月 19 日、東京地方裁判所におきまして本申立てを行いました。本日、同裁判所は、本申立てについて、被保全権利の存在について疎明がないから、保全の必要性について判断するまでもなく、これを却下するとして却下決定を言い渡しました。

2. 却下決定があった裁判所及び年月日

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 却下決定がされた裁判所 | 東京地方裁判所 |
| (2) 却下決定があった年月日 | 平成26年5月27日 |

3. 本申立てをした株主の概要

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 氏 名 | 上田 和彦 |
| (2) 住 所 | 東京都渋谷区 |
| (3) 所有株式数 | 1,250,000株（持株比率：4.72%） |

4. 却下決定の内容

- (1) 本件申立てを却下する。
- (2) 申立費用は債権者の負担とする。

5. 今後の方針及び見通し

今回の却下決定につきましては、当社の新株発行が適法であることを認定するものであり、妥当なものであると考えております。

今後、上田氏による不服申立てがなされた場合等には、適宜、開示してまいります。

以 上